

# 資料2

## 社会保障給付費の範囲等 の検討について



# 社会保障給付費統計に含まれている支出・含まれていない支出の例 (主な制度別)

制度名	給付費として含まれている支出	給付費には含まれていない支出
医療保険制度		
組合健康保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療養の給付(現物給付)、傷病手当金、埋葬料、出産手当金等の現金給付(法定給付分に加えて、付加給付分を含む。)</li> <li>・特定健康診査事業費、特定保健指導事業費</li> </ul> <p>※ 組合健保の付加給付には、一部負担還元金、訪問看護療養費付加金、傷病手当付加金、延長傷病手当付加金、出産育児付加金、出産手当付加金、埋葬付加金がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健事業費(保健指導宣伝費、疾病予防費、直営保養所費等)</li> <li>・管理費</li> </ul>
国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療養の給付(現物給付)、出産育児諸費、葬祭諸費等の現金給付</li> <li>・特定健康診査・保健指導事業費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健事業費、直診勘定操出金</li> <li>・管理費</li> </ul>
後期高齢者医療制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療養の給付(現物給付)、葬祭費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健事業費</li> <li>・管理費</li> </ul>

# 社会保障給付費統計に含まれている支出・含まれていない支出の例 (主な制度別)

制度名	給付費として含まれている支出	給付費には含まれていない支出
介護保険制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険給付費、地域支援事業費、保健福祉事業費</li> </ul> <p>※地域支援事業費には、介護予防事業、包括的支援事業(地域包括支援センター)、その他の任意事業が含まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理費</li> </ul>
雇用保険制度		
雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現金給付(求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理費</li> </ul>
その他の事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用安定事業(雇用調整助成金、受給資格者創業支援助成金、地域雇用開発促進助成金、通年雇用奨励金、特定求職者雇用開発助成金(高齢者向け)、男女均等雇用対策費等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業紹介事業等実施費、職業能力開発強化費等</li> </ul>

# 社会保障給付費統計に含まれている支出・含まれていない支出の例 (主な制度別)

制度名	給付費として含まれている支出	給付費には含まれていない支出
<b>年金保険制度</b>		
国民年金	・給付費(付加年金を含む)	・管理費(年金相談等事業費を含む)
厚生年金	・給付費	・管理費(年金相談等事業費を含む)  ※年金に関する広報及び教育に必要な経費と年金に関する相談及び情報提供に必要な経費を計上したもの。
厚生年金基金	・給付費(厚年の代行給付費分、上乘せ給付費分)	・確定給付企業年金、確定拠出企業年金(企業型)給付費
国民年金基金	・給付費(一時金を含む)	・確定拠出年金(個人型)給付費
農業者年金	・旧制度給付費(確定給付型)	・新制度給付費(確定拠出型)
<b>船員保険</b>	・医療給付費、特定健康診査・保健指導事業費、年金給付費(業務災害分※)、失業給付及び雇用継続給付  ※船員についても、通常の年金給付は厚生年金制度が行っている。	・福祉事業費(特に上乘せ給付にあたる特別支給金など)

# 社会保障給付費統計に含まれている支出・含まれていない支出の例 (主な制度別)

制度名	給付費として含まれている支出	給付費には含まれていない支出
共済制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金給付費</li> <li>・医療給付費、特定健康診査・保健指導事業費</li> <li>・短期現金給付費(出産費、結婚手当金、傷病手当金など。付加給付を含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理費</li> <li>・福祉事業費</li> </ul>
社会福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦健康診査臨時特例交付金</li> <li>・児童保護費等負担金(保育所運営費の補助の法定分)</li> <li>・障害者自立支援給付費負担金(障害者自立支援法に基づき行う障害福祉サービスに要する費用の一部)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独法国立重度知的障害者総合施設のぞみの園交付金</li> <li>・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金</li> </ul>
公衆衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・へき地保健医療対策費</li> <li>・医療提供体制推進事業費補助金(救急医療対策事業、周産期医療対策事業等に対する補助金)</li> <li>・国立ハンセン病療養所(施設費を除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん診療連携拠点病院機能強化事業費</li> <li>・感染症対策特別促進事業費(主に感染症に関する研究・調査等に対するもの)</li> <li>・検疫所</li> </ul>

# 地方単独事業(地方自治体が自治体の財政のみにより実施している事業)の例

医療・介護		<ul style="list-style-type: none"><li>・国民健康保険一般会計繰入(保険基盤安定制度(保険料軽減分)、法定外一般会計繰入)</li><li>・介護保険一般会計繰入(介護給付費繰入金、<u>事務費繰入金</u>、地域支援事業繰入金)</li><li>・公立病院(一般会計負担)</li><li>・その他の医療関係サービス</li></ul>
公衆衛生		<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>保健所・市町村保健センター</u>(※他に列挙されているものを除く。食品衛生、生活衛生業務等が含まれる)</li><li>・<u>予防接種</u>(※現在、子宮頸がん予防、小児用肺炎球菌、ヒブワクチンは国庫補助(都道府県において基金を造成)あり)</li><li>・<u>がん検診</u>(※子宮頸がん、乳がん、大腸がん検診は国庫補助あり)</li><li>・<u>献血事業推進費</u></li><li>・<u>麻薬取締</u></li><li>・その他の保健関係サービス</li></ul>
福祉	子ども	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>児童相談所</u></li><li>・<u>乳幼児健診</u></li><li>・<u>妊婦健診</u>(※現在、14回のうちの9回分は国庫補助(都道府県において基金を造成)あり)</li><li>・<u>公立認可保育所運営</u>(基本事業分、延長保育加算、産休代替保育士費等補助、職員の追加配置、単価の上乗せ)</li><li>・認可外保育所運営補助</li><li>・保育料軽減</li><li>・乳幼児医療費助成</li><li>・出産祝い金(品)</li><li>・その他の児童福祉関係サービス</li></ul>

	高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>軽費老人ホーム</u>(※小規模ケアハウスについては国庫補助あり)、<u>養護老人ホーム</u></li> <li>・<u>日常生活用具給付等事業</u></li> <li>・高齢者バス・タクシー利用助成</li> <li>・その他の高齢者福祉関係サービス</li> </ul>
	障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>公立障害者支援施設整備</u></li> <li>・障害者医療費助成</li> <li>・その他の障害者福祉関係サービス</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>福祉事務所</u></li> <li>・<u>福祉活動専門員</u></li> <li>・その他の総合福祉関係サービス</li> </ul>
雇用		<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業訓練・就業支援事業</li> <li>・その他の就労促進関係サービス</li> </ul>

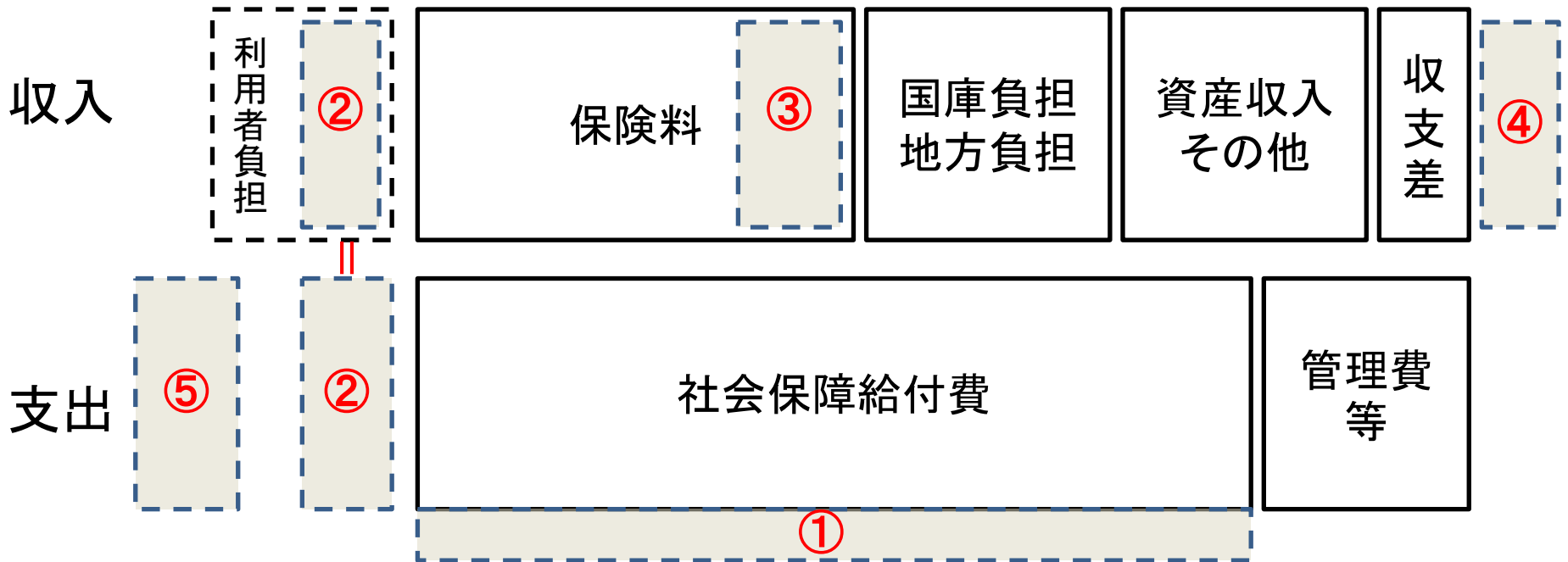
(注)

1. 下線は過去に国庫補助金が一般財源化された事業
2. 破線は過去に国庫補助金が一般財源化された事業であり、かつ、現在一部につき国庫補助が行われている事業



# 社会保障分野における支出の類型

社会保障分野において地方自治体等による独自の支出が行われている場合、その支出の性質についてはいくつかの類型が考えられる。



- ① 既存制度に基づく給付を上乗せするための支出(例: 保育所職員の追加配置分)
- ② 利用者負担を軽減するための支出(例: 乳幼児医療費助成)
- ③ 保険料負担を軽減するための支出(例: 国民健康保険一般会計繰入)
- ④ 赤字補填のための支出(例: 公立病院への一般会計負担)
- ⑤ 給付費以外の制度に基づいた給付を行うための支出

(注)「管理費等」とは、管理費、運用損失、他制度への移転、その他事務費や保健施設費である

# 地方単独事業の分類

## 国の法令又は予算措置に基づく制度との関係による分類

- ① 国の定めた基準に則った事業  
(例) 予防接種(予防接種法に基づく定期接種)、乳幼児健診(1歳6か月児健診及び3歳児健診)
- ② 国の制度よりも給付水準を高くしたり、利用者負担を軽減したりする等の「上乘せ」事業  
(例) 公立保育所の加配職員、保育料軽減、難病医療費助成(国庫補助対象外の疾患分)
- ③ 国の制度にはない地方自治体が単独で実施する事業  
(例) 乳幼児医療費助成、出産祝い金(品)

## 支出の目的による分類

- ① 個人に対する給付に対する支出  
(例) 乳幼児医療費助成
- ② 施設整備費に対する支出  
(例) 軽費老人ホーム設置
- ③ 社会保障給付に該当し得る事業に加え一般事務を行う施設であって、社会保障給付に携わる職員の人件費とそれ以外が不分明な施設運営費  
(例) 保健所・市町村保健センター、児童相談所、福祉事務所
- ④ 赤字補填※のための財政支出  
(例) 公立病院への一般会計負担、国民健康保険法定外一般会計繰入

※特定財源等をもって運営することから特別会計等で管理されている施設や制度に関する費用について、赤字を補填するために制度等で想定されている以上の一般財源を支出するもの

## 実施状況※による分類

※「実施の有無」を意味し、具体的な事業の内容が同程度とは限らない。

- ① ほとんどの地方自治体で実施されている(広く一般に実施されている)もの  
(例) 乳幼児医療費助成(低年齢児)
- ② 限られた地方自治体でのみ実施されているもの  
(例) 出産祝い金(品)

# 現在の社会保障給付費統計における地方負担額の取り扱い (一般財源化された補助金等)

従来、特定の目的に沿った補助金として国から地方公共団体に交付されていたものが一般財源化された例は多くあるが、社会保障給付費統計においては、一般財源化されると、そのほとんどは集計対象から外れている。

ただし、国側の統計からある程度算出が可能な公立保育所運営費分については、一般財源化後も引き続き集計対象となっている。

## 《一般財源化後も社会保障給付費に含まれているもの》

・保育所運営費負担金のうち公立保育所分(平成15年度に一般財源化)

→ 地方負担の金額を、民間保育所などの実績を元に推計している(実際に支出している地方負担額とは異なっている)

## 《一般財源化後に社会保障給付費から除外されているものの例》

・保健所運営費交付金(昭和61年度～平成6年度に一般財源化)

・市町村保健活動費交付金(平成6年度に一般財源化)

## (参考) 公立保育所の運営費の推計手法

平成15年度以降、保育所運営費負担金のうち公立保育所分は一般財源化され、国の決算統計からは規模が把握できなくなったが、それ以降は民間保育所分のデータなどから推計が行われている。

### 公立保育所の運営費地方負担額

$$\begin{aligned} &= \text{単価(民間保育所に係る国の予算値をベースに単価を算出し、} \\ &\quad \text{それを公立の単価に換算※)} \\ &\quad \times \text{公立保育所入所児童数 (月報ベース)} \\ &\quad \quad \text{— 保育料徴収金額} \end{aligned}$$

※ 民間実績の単価には民間施設給与等改善費が含まれているため、1.09分の1することにより公立の単価に換算している。

※ 0歳児、1～2歳児、3歳児、4歳以上児の年齢別に推計。

→ 実際に地方自治体が支出した額を積み上げた額とは異なっている。また地方自治体が上乘せで独自に補助をしている場合、その金額は考慮されていない。

※ なお、民間保育所に関しても、地方負担額は、国の基準に基づく総公費負担額と地方負担割合から地方負担額が算出されている。

# 現在の社会保障給付費統計における地方負担額の取り扱い (地方負担額の算出方法)

制度的に給付費に対する地方負担割合が定められている制度については、国の決算状況から把握される給付費の総額から逆算をして地方負担額を算出している。

《給付費と制度上の地方負担割合から地方負担額を算出している例》

○児童扶養手当(地方負担割合3分の2)

→ 給付費の総額及び地方の負担割合を勘案して、市区町村及び都道府県の負担額を算出している(各地方公共団体における決算値の積み上げではない)

○生活保護制度(地方負担割合4分の1)

→ 地方負担額については、総給付費を元に、国と地方負担割合に基づいて(国3:地方1)、国庫負担及び地方負担の額を算出している(各地方公共団体における決算値の積み上げではない)

※ 参考:市町村国民健康保険について

市町村国民健康保険については、各保険者の決算における地方負担額(給付費に係る法定負担額のみではなく、地方負担額の全額)の合計を「収入」の内訳としての「地方負担」としているが、「支出」の内訳である「給付費」については、決算における医療給付費を合計することによって算出している。したがって、国民健康保険における「地方負担額」の集計結果は、その全てが給付費に対応するものとは限らない。

# 社会保障給付費をめぐる論点(実体面)

## ～対象事業の範囲について～

7頁の類型分けのうち⑤の事業について、事業そのものを社会保障給付費の範囲に含めるか否かを判断するに当たっては、ILO基準に即して考えると、以下のように論点を整理できる。

<ILO基準>

### 【機能】

①制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するものであること

(1) 高齢(2) 遺族(3) 障害(4) 労働災害(5) 保健医療(6) 家族(7) 失業(8) 住宅(9) 生活保護その他

### 【給付の根拠】

②制度が法令によって定められ、それによって公的、準公的、もしくは独立の機関に特定の権利が付与されるか、あるいは責任が課されるものであること

### 【給付管理の主体】

③制度が法令によって定められた公的、準公的、もしくは独立の機関によって管理されていること

※管理費、施設整備費は除外される。

特定のリスクやニーズが存在するか

NO

YES

○次のようなものはどうか。

- ・高齢者の健康づくりや学習活動を目的とする活動に対する助成事業
- ・敬老祝い金(品)や就学祝い金(品)等一定の年齢に達したこと等を記念して付与される金品

個人に帰属する給付か

○次のようなものはどうか。

- ・健康増進等のための普及啓発活動(広報等)
- ・災害派遣医療チーム等医療等の提供に係る連携体制の確保のためのシステム構築
- ・看護師養成所等社会保障給付の提供を行う者の養成、研修事業
- ・社会保障制度に含まれる分野に関する調査研究事業
- ・食品衛生事業における飲食店への立ち入り検査等の対物行政
- ・社会保障給付を行う施設の運営費の不足を補うための費用
- ・集団指導や講習会等による相談指導、カウンセリング
- ・住民一般が利用できる施設や相談事業

機能

根拠:

「法令」に基づき事業の実施が義務づけられている制度か

○「法令」として次のようなものが考えられるがどうか。

- (1) 法律※
- (2) 法律に基づき定められる条例※※
- (3) 法律に基づかない条例
- (4) 予算((1)~(3)がないもの)

※(1)は、その義務づけの強さにより、さらに

- ①義務規定である場合(例: 予防接種法による定期接種や健康被害給付)
- ②努力義務規定である場合(例: 老人福祉増進事業の振興、老人クラブへの援助)
- ③「できる」規定である場合(例: 原爆被爆者家庭奉仕員派遣) に分けられる。

※※(2)は、法律による地方自治体への委任内容により、さらに

- ①法律で事業の内容まで明確に規定されているもの
- ②法律で事業の実施のみが定められており、その具体的内容は地方自治体に委任しているもの に分けられる。

○制度が時限的なものである場合はどうか。

(例) 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業

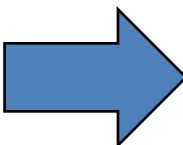
主体・対象:

制度に普遍性があるか

○制度の実施主体や給付の対象者の観点から普遍性があるか否か。

社会保障給付費に該当する

該当しない



- ①国民が普遍的に受益可能な給付(個人に帰属する給付)として、法律により事業の実施が義務づけられているものをその範囲として捉える考え方 と
- ②現行の社会保障給付費統計に近い形で、①のほか予算のみに基づく事業や「給付」に類似する事業等も含めて広く捉える考え方の2通りが考えられる。

# 社会保障給付費をめぐる論点(統計実務面)

異なる性質を併せ持つ費用が混在しており、その内訳が不分明な場合の取扱い

- 社会保障給付に該当するものとそれ以外のもののいずれに対しても支出できるものとして一括して補助金が出されている場合であって、その支出費用の内訳が不分明な場合はどのように取り扱うべきか。
- 社会保障給付を実施する部門とともに管理部門が一体となった組織(例:ハローワーク)において、社会保障給付に携わる職員とその他の事務職員の人件費が不分明な場合はどのように取り扱うべきか。

統計実務上把握が困難であるとされてきた地方単独事業のうち社会保障給付に該当するものの取扱い

- 統計実務上把握が困難であるとされてきた地方単独事業のうち社会保障給付に該当するものについて、どのような方法で統計への反映を行うべきか。